セキュリティ産業新聞

発行所
株式会社 セキュリティ産業新聞社
〒101-0051
東京都千代田区神田神保町1-41-1
電　話 03-5282-8882
ＦＡＸ 03-5282-8992
購読料１年間　45,000円
http://www.secu354.co.jp/

ますます広がるNWカメラのニーズにさらにお応えエルーア
最大4台～16台までPC不要でNWカメラをかんたんモニタリング
NEW エルーアⅡ
●カメラ最大16台登録
●カメラマルチベンダー対応
●多彩な分割/シーケンス表示
●リモコン1つで簡単設定・操作
●LAN経由での設定変更も可能
株式会社エルーア・システム
TEL (045) 932-4050

ALSOK調査・1割が担当児童の危険を認識
HID Global インタビュー
オフィスセキュリティEXPO注目展示内容
注目の新製品
パナソニックAIS社・高速度応答と高精度検出を両立

連載

マイナンバー制度における安全管理対策

10. マイナンバーの今後

アドベンチャーコーチング株式会社 代表取締役社長　織田　善行

今回のスタート時点（2016年1月）でのマイナンバー法の利用範囲は、社会保障、税、災害対策の3分野に限られますが、この法律の施行後3年を目途として、利用事務の拡大を目指すことが附則として記載されています（附則第六条）。しかもその利用範囲の拡大は、次のように条文に明記されている（第三条2項）のです。

「個人番号及び法人番号の利用に関する施策の推進は、…（中略）…、社会保障制度、税制及び災害対策に関する分野における利用の促進を図るとともに、他の行政分野及び行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行わなければならない」

さらに第18条では、市町村では条例で定めることにより、また民間事業者等では政令で定めることにより、総務大臣が定める安全基準に従って、ICチップの空き領域を利用することができるとされています。これは明らかに、民間への開放を前提にされていると考えられます。

その第一歩が2017年1月から始まる「情報提供等記録開示システム」の設置です。いわゆる「マイナポータル」といわれるもので、これにより、個人は、自分の個人情報がどのようにやり取りされているかを自宅のパソコンで確認できるようになります。

「マイナンバー等分科会の中間とりまとめの概要」（2015年5月）を見ると、マイナポータルについて、2017年1月以降順次サービスを開始するとして、次のようなことを検討していることが報告されています（表左）。

マイナポータルで提供するサービス

利用者の自己情報の閲覧	プッシュ型サービス	ワンストップサービス
利用者の特定個人情報や医療・健康・介護等に係る自己情報を、マイポータルや公的個人認証を利用して、分かりやすく、タイムリーに、必要に応じ閲覧可能にする	利用者に係る情報に基づき、その利益になる情報（政府広報等お知らせ、子育てや介護等サービス情報、給付金等の資格通知、権利の得喪に係るアラート等）を提供	引越しや死亡等のライフイベントの際に必要となる官民の様々な手続きを、オンラインで一括化

サービス利用に必要な基盤

電子的に完結するよう、必要な情報をデータで入手・利用する仕組み（マイナポータル/電子私書箱）
（例：生命保険料控除証明書等をデータで受信し、そのままe-Taxによる確定申告等に利用等）

シームレスな官民サービス利用を可能とする、本人確認に係る官民連携基盤
（民間ポータル上でのお知らせ機能、e-Taxで確定申告ーそのままオンライン銀行で納付等）

出典「マイナンバー等分科会　中間取りまとめの概要」

これを見ると、身近なところでは、わざわざ銀行に出向かずにインターネットを通じて銀行口座開設ができ、オンラインバンキングの可能性が見えてきます。

その他にも、引越しの際の電気・ガス・水道などの住所変更に伴う面倒な手続を一括して行うことができ、また、死亡時になるメリットが期待される事務について、次のような分野での利用拡大が検討されています。

これを見ると、小さく生んで大きく育てる、という政府方針のもとに着々と拡大の検討が進められていることを窺い知ることができます。

①戸籍事務

戸籍情報にマイナンバーを紐付けすることが検討されています。これにより、自治体職員が従来行っていた電話での戸籍情報の確認作業は不要となり、戸籍謄本をわざわざ郵送してもらう手間が省けます。正確で迅速な事務が可能となり、相続の際の煩雑な手続の簡素化も期待できそうです。

②旅券事務

情報提供ネットワークシステムによって旅券申請者の戸籍情報が入手できるようになり、旅券申請時に申請者が戸籍謄（抄）本を提出する必要がなくなり、国民の利便性の向上と旅券事務の効率化が期待できます。

③預貯金付番

銀行などの預貯金口座とマイナンバーの紐付けが検討されています。改正法案では、2018年から預金者の任意で始めることになっています。しかし、「付番開始後3年を目途に、預金口座に対する付番状況等を踏まえて、必要と認められるときは、預金口座への付番を講じる旨の見直し規定を法案の附則に規定する方向で検討する」とされています。つまり、これを義務化することが視野に入っており、そのときは、次のようなことが期待できます。

・預金保険機構等によるペイオフ（金融機関が破綻したとき、預金の払い戻しを元本1000万円とその利息に限定する措置）のために同一名義の複数口座をまとめる名寄せが可能になる。

・金融機関に対する社会保障制度における資力調査や税務調査で預金情報を効率的に利用できるようになる。

すなわち、預貯金口座にマイナンバーを紐付けすることで、口座の名寄せが可能となり、個人の金融資産を正確に把握できるようになります。そして、所得だけでなく資産に応じた課税や社会保障給付が可能になれば、税負担、社会保障の公平化が実現することになります。勿論、脱税や不正給付も防げます。政府が目指すのも最終的にはこの着地点だと思われます。

また、マイナンバーを導入することで、懸案となっている休眠口座の把握も可能になる、というメリットも考えられます。

④医療・介護・健康情報の管理・連携等に係わる事務

医療等分野におけるマイナンバーの活用は段階的に導入される予定です。

2017年には個人番号カードに健康保険証の機能をもたせて医療機関の窓口で使えるようになります。また2018年からカルテや診療報酬明細（レセプト）などの医療情報を管理するため新たに医療番号をつくり、マイナンバーと連動させることが検討されています。この番号により、病院や介護事業者、薬局は患者の病歴や薬歴などの情報を共有できるようになり、二重の投薬や検査を削減できる見込みです。そのためには、カルテの電子化が必要となります。

その他、以下のようなことも可能になってきます。

・健康保険の被保険者が転居や就職・退職により保険者を異動した場合でも、マイナンバーを活用して特定検診等の情報を保険者間で円滑に引き継ぐことにより、過去の検診情報等の管理を効率的に行うことが可能となり、効果的な保健事業を推進できる。

・予防接種法に基づく予防接種の実施は、接種回数、接種の間隔などが定められている。このため、転居者については、転居前の予防接種履歴を正確に把握することにより、より一層の有効性・安全性を確保することができる。

⑤自動車の登録に係わる事務

引越しをすると、さまざまな手続が必要になります。住民登録の変更からはじまって、公共料金の引き落とし先の変更、さらに自動車を持っていると陸運局に住民票をもって申告手続を行うことが必要になります。

そこで、マイナンバーを自動車登録に利用しようという検討が進められています。すなわち、マイナンバーを自動車登録に紐付けすることによって、自動車の所有者が住所変更したときの手続に、住民票の提出を省略することが可能になります。
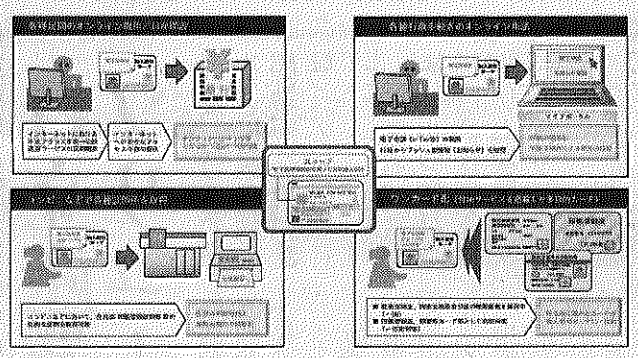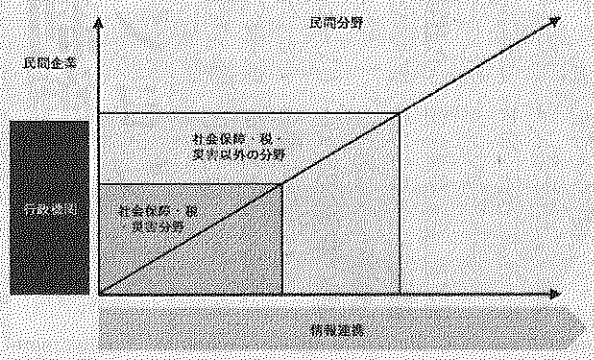
個人番号カードのメリット